



令和 7 年度  
旭川市職員採用候補者資格試験  
試験案内  
(前期日程)

【問合せ先】

旭川市総務部人事課(旭川市総合庁舎 6 階)

〒 070-8525 北海道旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

電 話 (0166)25-5445

メール [jinji\\_ikusei@city.asahikawa.lg.jp](mailto:jinji_ikusei@city.asahikawa.lg.jp)

ASAHIKAWA CITY

旭川市では仲間と協力しながら、一生懸命取り組むことができる方の御応募をお待ちしております

## 旭川市職員の 目指すべき職員

- 1 チャレンジ精神旺盛な未来志向
- 2 市民目線に立った協働志向
- 3 多様性を認め合うチームワーク志向

## 旭川市職員採用試験の特徴

受験者全員と面接！  
「人物重視」の採用試験を実施します

### ■ 試験区分と募集職種

区分		募集職種	採用予定人数	主な職務内容
大学卒 の部	事務	一般行政	<b>32</b> 人程度	税・福祉・経済など市政の様々な分野における行政事務の業務
		社会福祉	<b>3</b> 人程度	高齢者・障害者・児童福祉・生活保護などの福祉分野における行政事務の業務
	技術	土木	<b>6</b> 人程度	土木・建築・電気・機械のそれぞれの分野における専門的業務
		建築	<b>1</b> 人程度	
		電気	<b>1</b> 人程度	
		機械	<b>1</b> 人程度	
	社会人 の部	事務	一般行政	<b>18</b> 人程度
技術		土木	<b>2</b> 人程度	土木・建築・電気・機械のそれぞれの分野における専門的業務
		建築	<b>1</b> 人程度	
		電気	<b>1</b> 人程度	
		機械	<b>1</b> 人程度	
資格職 の部	事務	学芸員 (歴史)	<b>1</b> 人程度	博物館等における調査、研究、普及等(資料の収集、保管、展示、資料の保存、教育普及事業等)に関する事務及び関連する行政事務
		学芸員 (美術)	<b>1</b> 人程度	彫刻美術館等における調査、研究、普及等(資料の収集、展示、作品管理、教育普及事業等)に関する事務及び関連する行政事務
	技術	保健師	<b>1</b> 人程度	健康相談や訪問指導など市民の健康づくり・維持・向上に関する業務
		保育士	<b>1</b> 人程度	保育所及び愛育センターでの保育・障がい児への発達支援、子ども・子育て支援に関する業務
		臨床検査技師	<b>2</b> 人程度	食品、水質、室内空气中化学物質の検査など、市民の公衆衛生・健康管理に関する検査業務

## ■ 受験資格

試験区分		受験資格(学歴及び生年月日等)
大学卒の部	全区分	以下の要件をいずれも満たす方 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学等を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方 ・平成7年4月2日以降に生まれた方 ・ <b>本市職員採用候補者資格試験の「社会人の部」の受験資格に該当しない方</b>
社会人の部	全区分	以下の要件をいずれも満たす方 ・昭和41年4月2日以降に生まれた方 ・令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、民間企業や公的機関等における職務経験が3年以上ある方(※1)
資格職の部	学芸員	以下の要件をいずれも満たす方 ・博物館法(昭和26年法律第285号)に規定する学芸員資格を有する方又は採用までに資格取得見込みの方で、昭和41年4月2日以降に生まれた方
		歴史 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学等で考古学、歴史学、民俗学若しくは関連する専門分野を専攻した方で、大学を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方
	美術 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学等で美術、美学・美術史学、美術教育学若しくは関連する専門分野を専攻した方で、大学を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方	
	保健師	・保健師免許を有する方又は採用までに免許登録見込み(登録手続き中を含む。)の方で、平成7年4月2日以降に生まれた方
	保育士	・保育士資格を有する方又は採用までに資格取得見込みの方で、平成7年4月2日以降に生まれた方
	臨床検査技師	・臨床検査技師免許を有する方又は採用までに免許取得見込み(登録手続き中を含む。)の方で、平成7年4月2日以降に生まれた方

※1・「民間企業や公的機関等における職務経験」とは、**正規・非正規の区別なく、会社員、自営業者、公務員、団体職員等として週29時間以上の勤務を同一企業等において6か月以上継続して勤務した期間をいいます。**

- ・6か月以上継続した職務経験が複数ある場合はそれらを通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した経歴については、通算できる期間はいずれか一つの職務経験のみとなります。なお、個々の継続した職務経験が6か月未満の場合は通算できず、1か月未満の期間は切り上げます。
- ・青年海外協力隊としての活動経験(独立行政法人国際協力機構(JICA))が継続して行うもので、証明可能なものに限る。)が6か月以上継続してある方は、当該期間を職務経験年数に含むことができます。
- ・休業等(病気休暇等。ただし育児休業は除く。)のために、実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、その期間は職務経験には通算できませんが、当該休業等に引き続く前後の期間は継続して勤務した期間とみなします。

### 【職務経験の期間の計算について】

例① 直近5年中の職務経験がA社で5年間在籍し、病気休暇や介護休暇を計1年間取得した場合には、その期間を差し引いた4年間が職務経験期間となります(育児休業の場合、差し引きません)。

例② 平成31年2月からA社で2年間、令和3年5月からB社で5か月間、令和3年10月からC社で5か月間、令和5年4月からD社で2年間の職務経験がある場合には、A社での職務期間10か月間、D社での職務期間2年間の合計2年10か月が経験年数となり、3年間の要件を満たさないこととなります。

試験区分		その他受験資格
大学卒の部	事務	社会福祉 ・社会福祉主事任用資格を有する方 社会福祉主事任用資格を有する方とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方をいいます。 (1) 大学において、社会福祉に関する科目のうち3科目以上履修して卒業した方 ※社会福祉に関する科目 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき指定された社会福祉主事の養成機関又は講習会の課程を修了した方 (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士
		以下の要件をいずれも満たす方 ・各試験区分に関係のある大学の学部・学科等(※2)を卒業若しくは卒業見込みの方、大学院の研究科(※2)を修了若しくは修了見込みの方 ・各試験区分に関係のある専門科目(下記の例参照)を履修している方
	技術	土木 土木技術に関係する科目(数学・物理、応用力学、構造力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工など)
		建築 建築技術に関係する科目(数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工など)
		電気 電気技術に関係する科目(数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学など)
	機械 機械技術に関係する科目(数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作など)	

※2 主に理系の学部・学科等を指します。自身の学部・学科等が該当するか不明な場合は御相談ください。

※ 採用人数は、欠員の状況等により変更することがあります。

※ この試験の最終合格者は、「旭川市職員採用候補者名簿(8ページ参照)」に記載されます。

ただし、資格要件を満たさないことが明らかになった場合(定められた期限までに卒業できなかった、必要な履修科目や免許・資格等を確認できなかった、定められた職務経験期間を確認できなかった場合等)には合格を取り消します。

※ 重複受験の制限

この前期日程のいずれかの試験区分を受験される方は、今年度を実施されるほかの区分の旭川市職員採用候補者資格試験と重複して受験することはできません。

※ 日本国籍を有しない方は、受験資格のほかに、永住資格を有することが必要となります。

また、試験に合格した場合の採用及びその後の昇任については、「日本国籍を有しない者は公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができない」という公務員の基本原則に基づき行われることとなります。

・「公権力の行使」とは、命令、処分等を通じて、対象となる市民の意思にかかわらず、権利・自由を制限することとなる行為をいい、例えば「税の徴収業務、生活保護の決定・実施、道路管理に伴う許認可業務」などがあります。

・「公の意思の形成への参画」とは、市政の企画、立案、決定等に関与することをいい、これに携わる職とは、最終決定権を有する職及び市の基本施策の決定に携わると市長が認めた職をいいます。

※ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

・地方公務員法第16条の主な内容

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

## ■ 試験スケジュール

試験区分		大学卒の部	社会人の部	資格職の部	
募集職種		全区分	全区分	学芸員	保健師
				臨床検査技師	保育士
申込受付期間		3月26日(水) 8時45分から 4月7日(月) 17時15分まで		5月21日(水) 8時45分から 6月2日(月) 17時15分まで	
第1次試験	試験内容	個人面接試験・書類審査試験		論文試験 個人面接試験 書類審査試験	個人面接試験 教養試験 専門試験
	試験日	5月7日(水)から5月21日(水) までのいずれかの日		個人面接試験・書類審査試験 7月3日(木)から7月8日(火) までのいずれかの日  教養試験・専門試験 7月13日(日) ※論文試験は事前に提出	
	会場	オンラインまたは旭川市総合庁舎(旭川市7条通9丁目) ※ 教養試験・専門試験は旭川市総合庁舎(旭川市7条通9丁目)のみ			
	合格発表	5月下旬		7月下旬	
第2次試験	試験内容	適性試験(SPI3)	適性試験(SPI3) 個人面接試験	個人面接試験	
	試験日	6月4日(水)から 6月17日(火)まで のいずれかの日	適性試験(SPI3) 6月4日(水)から 6月17日(火)まで のいずれかの日  個人面接試験 6月中旬	8月下旬	
	合格発表	6月下旬		9月上旬	
第3次試験	試験内容	個人面接試験	/	/	
	試験日	7月中			
	合格発表	8月上旬			
採用予定日		令和8年4月1日 (又は令和7年度中)		令和8年4月1日	

※ 第2次試験以降の試験は、前試験日程の合格者のみが受験対象となります。

※ 勤務場所の受動喫煙対策として、敷地内は原則禁煙としております。

※ 令和7年度中に採用する場合の採用予定日は8月1日、9月1日、10月1日のいずれかを予定しています。

## ■ 試験科目

試験	受験対象	科目	内容及び出題分野
第1次試験	大学卒の部 社会人の部	個人面接試験	人物などについての個人面接試験 (「第1次試験『個人面接試験』について」のとおり)
		書類審査試験	受験申込時に提出するフォームの内容の審査
	資格職の部	個人面接試験	人物などについての個人面接試験 (「第1次試験『個人面接試験』について」のとおり)
		書類審査試験	受験申込時に提出するフォームの内容の審査
		論文試験	公務員として必要な思考力, 表現力などについて評価する論文試験
		教養試験 (120分)	時事, 社会・人文, 自然に関する一般知識及び文章理解, 判断・数的推理, 資料解釈に関する能力を問う択一式試験 (出題数40題)
		専門試験 (90分)	保健師
保育士	社会福祉, 児童家庭福祉(社会的養護を含む。), 保育の心理学, 保育原理, 保育内容, 子どもの保健(精神保健を含む。))に関する択一式試験 (出題数30題)		
第2次試験	大学卒の部 社会人の部	適性検査 (SPI-U)	「思考力/判断力」「新しい知識の吸収力」「コミュニケーション能力」「応用力」などの基礎となる能力に関する択一式試験 (「第2次試験『SPI3』について」のとおり)
		適性検査 (SPI-G)	
	社会人の部	個人面接試験	人物などについての個人面接試験
	資格職の部	個人面接試験	人物などについての個人面接試験
第3次試験	大学卒の部	個人面接試験	人物などについての個人面接試験

※ 各試験の詳細は, 受験番号通知及び各試験の合格通知に記載いたします。

※ 各試験受験前に, 追加の資料を提出していただく可能性があります。

## ■ 第1次試験「個人面接試験」について

### (1) 受験方法

原則、Web会議ツール「Webex」を用いたオンライン対応とします。

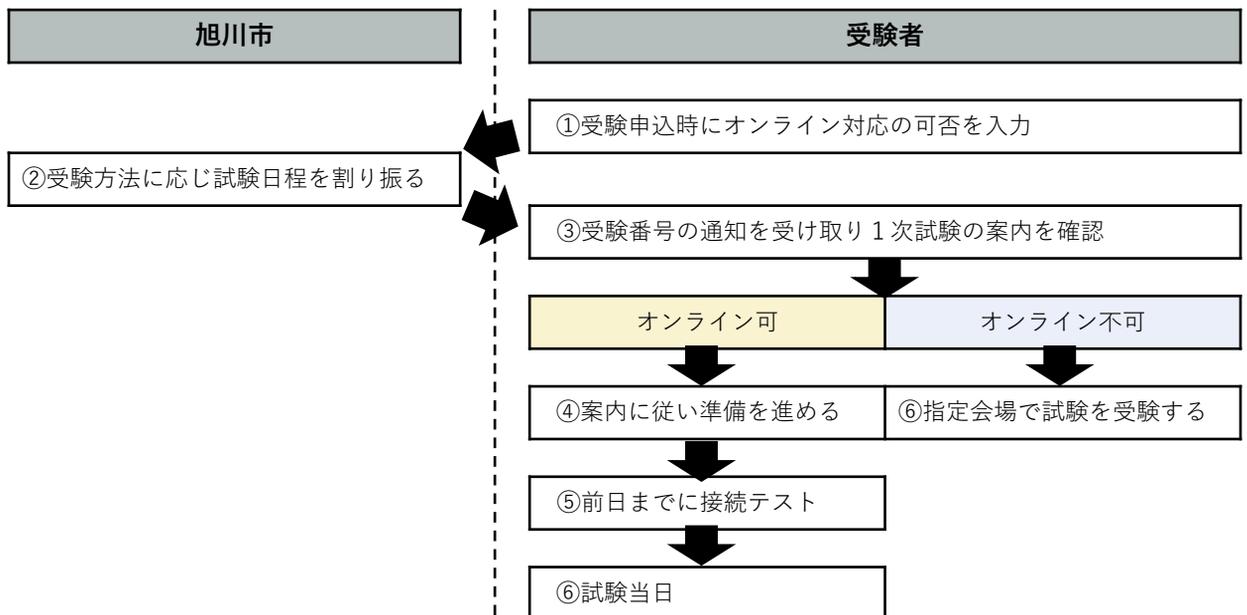
### (2) オンライン対応に必要な環境(条件)等

- ア Web会議ツールWebexを利用できる環境であること。また、安定して接続できるインターネット回線を用意できること。
- イ Webカメラ、マイク、スピーカー(またはヘッドホン)機能を備えたスマートフォン又はパソコン、タブレット端末のいずれかを用意できること。
- ウ 第3者がいない仕切られた空間で受験することができること。

### (3) 個人面接試験までの流れ

- ア 受験申込時に電子申請のフォーム内で、オンライン対応の可/不可を(不可の場合はその理由も)入力します。
  - ※ オンライン対応が不可の場合には、直接お会いする形式で個人面接を行います。可能な限りオンラインでの受験環境を用意していただくようお願いいたします。
- イ 受験申込期間締切後に、受験番号について通知文が送付されます。個人面接試験の日程等についての案内が同封されますので確認してください。
  - ※ オンライン個人面接試験の受験者は、受験に使用する端末にWebexをインストールしておく等、案内に従って準備を進めてください。
  - ※ やむを得ない事情を除き、受験時間までに接続が確認できない場合は辞退の取扱いといたします。

(参考) 1次試験(個人面接試験)受験までの流れ



### (4) 会場

直接お会いする形式で行う個人面接試験は、旭川市総合庁舎(旭川市7条通9丁目)で行う予定です。なお、特別な事情がない限り、面接日程の変更は受け付けることができませんので御了承ください。

(参考) 受験区分・受験方法別の試験日程・試験会場

試験区分	試験内容：個人面接試験			
	オンライン可		オンライン不可	
大学卒の部	5月7日(水)から5月21日(水)の間のいずれかの平日		5月7日(水)から5月21日(水)の間のいずれかの平日 場所：旭川市総合庁舎	
社会人の部	5月7日(水)から5月21日(水)の間のいずれかの土日			
資格職の部	7月3日(木)から7月8日(火)の間のいずれかの平日			

## ■ 第2次試験「適性試験(SPI3)」について

### (1) 受験方法

全国各所又はオンライン上に設置されたテストセンターで受験します。

内容	日程	会場	特長
パソコン上で問題をみながら回答を入力します。	6月4日(水)から6月17日(火)の間のいずれかの日	常設、臨時又はオンライン上のテストセンター	期間中任意の受験日時と会場を選択できます。

### (2) 受験手続

ア 1次試験の合格者宛てに、2次試験(SPI3)の受験案内メールを送信します。

イ 受験案内メールの内容に従い、次の(ア)~(ウ)の手続を行ってください。

(ア)テストセンターIDを取得, (イ)性格検査を受検, (ウ)日時, 会場予約

※ (ア)~(ウ)の手続きは、インターネットが使用可能なスマートフォン又はパソコン等で行ってください。なお、手続に際して発生する通信料等については、受験者の負担となります。

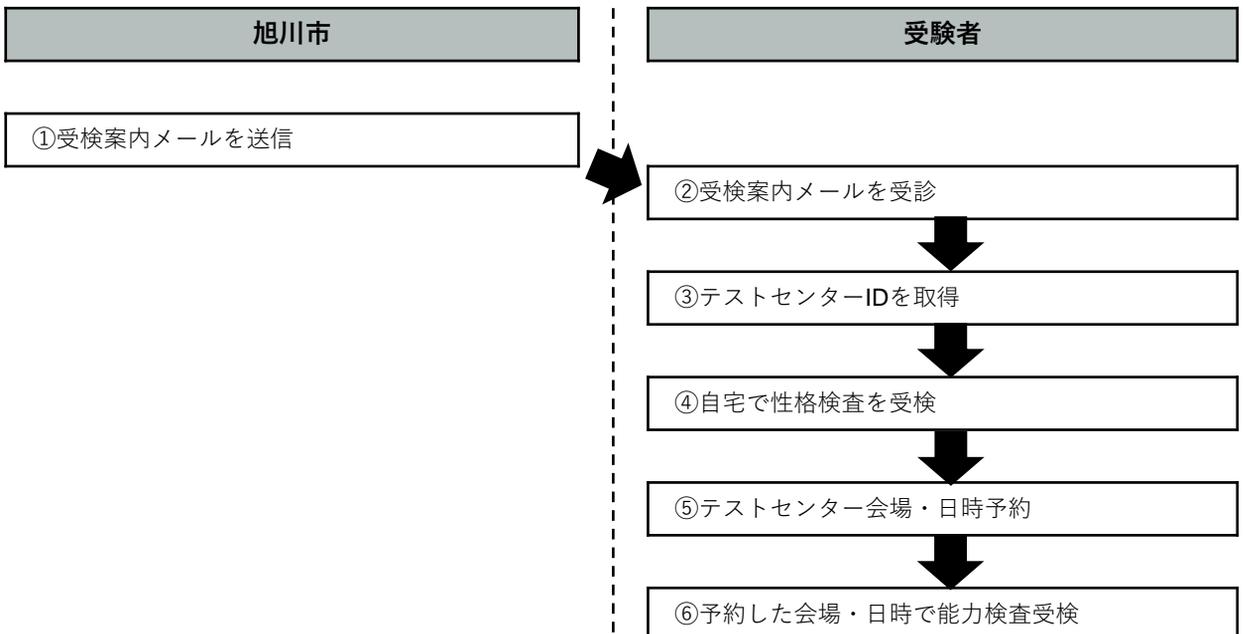
※ テストセンターの会場予約は、常設、臨時又はオンライン上のテストセンターから1つ、日程は指定された期間の中から任意の日時を1つ選択してください。

※ 各会場の営業日や席数には限りがあるため、希望の日時で受験できない可能性があります。案内メールが届きましたら、早めに手続を行ってください。

ウ 会場予約後、予約した会場、日時で適性検査(SPI3)を受けてください。

※ 会場では会場予約時に発行される「受検票」及び「顔写真付き身分証明書(運転免許証, パスポート等)」による本人確認がありますので、忘れずに持参してください。

(参考) 1次試験合格後から2次試験(SPI3)受験までの流れ



### (3) 会場

常設された7箇所のテストセンター(札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡)のほか臨時で開設される会場(旭川でも開設予定)や自宅等での受検が可能となるオンライン会場があります。会場の住所やアクセス方法などの詳細は、下記SPI3テストセンター情報ページを確認してください。

(<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>)

## ■ 合格発表の方法及び成績開示

試験課程	発表の方法	
最終試験以外	合格者のみに通知します。	通知のほか、旭川市役所(旭川市7条通9丁目) 掲示場及び旭川市ホームページ ( <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/</a> ) に受験番号を掲示します。
最終試験	受験者全員に可否を通知します。	

※ 不合格者のうち、希望する方に対して、試験結果(総合順位)をお知らせします。

- (1) 対象者：第1次、第2次、第3次試験の不合格者(本人に限ります。)
- (2) 内容：不合格になった試験の得点及び順位
- (3) 期間：不合格になった試験の合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (4) 場所：旭川市総務部人事課(市役所総合庁舎6階)

※ 郵送を希望する場合は、110円切手を貼った返信用封筒(定形・宛先明記)を必ず同封してください。なお、返信先は、受験申込書に記入した現住所又は連絡先に限ります(電話での申出はできません。)

## ■ 合格から採用まで

- (1) 最終試験の最終合格者は、「旭川市職員採用候補者名簿(有効期間：合格発表の日から1年間(※1))」に登載されます。ただし、採用候補者名簿に登載された方で、次の要件等に該当する方はこの名簿から削除されます。

- ・令和8年3月31日までに大学を卒業できない場合
- ・3年以上の職歴を確認できない場合(職歴証明書を提出していただき、職歴を確認いたします。)
- ・該当する採用職種の資格に関する免許を有していない方が、令和7年度中(令和8年3月31日まで)に実施される国家試験に不合格となった場合
- ・該当する採用職種の資格を有していない方が、令和7年度中(令和8年3月31日まで)に資格を取得できない場合

※1 大学卒の部(技術)区分においては、採用候補者名簿の有効期限を原則3年間に延長します。

採用候補者名簿の有効期間延長に伴い、採用希望年度の選択が可能になります。採用希望年度については、最終試験合格者の方に、「令和8年度採用希望」「令和9年度採用希望」「令和10年度採用希望」のいずれかを選択していただきます(原則各年度4月1日付採用)。

※ 最終試験の合格者には、採用候補者名簿に登載される「最終合格者」と、本区分の最終合格者に辞退があった場合又は欠員が生じるなど新たに採用の要因が発生した場合に最終合格者に繰り上がる「補欠合格者」の2種類あります(「補欠合格者」を設定しない場合もあります。)

- (2) 採用時期は、原則令和8年4月1日を予定しています。申込フォーム内で4月1日より早く入庁可能と回答していただいた最終合格者は本市の職員欠員状況及び応募者の都合を相談の上、令和7年8月1日、令和7年9月1日及び令和7年10月1日の採用日となる場合もあります。

なお、名簿に登載された方は、早期入庁日の採用対応が不可能であっても名簿から削除されることはありません。

※ 令和8年4月1日以前の採用日に採用する方は、その前日時点で受験資格を有している方に限ります。

- (3) 最終試験の補欠合格者の有効期間は、最終合格発表の通知にて改めてお知らせいたします。この期間内に最終合格者に繰り上がらなかった場合は、その資格を自動的に失うことになります。

■ 申込方法等(パソコン、スマートフォンから申込みが可能です)

	申込手順	申込フォーム
申込方法	<p>(1) 旭川市ホームページ「職員採用情報」ページから試験案内を確認し、受験する申込区分等を選択する。</p> <p>※ <b>令和6年度の採用試験と受験可能な試験区分が変更になっている場合があります。</b>「大学卒の部」を受験される方は「社会人の部」の受験資格に該当しないかあらかじめ確認の上、(2)にお進みください。</p> <p>(2) 受付期間内に右記申込サイトにて必要事項を入力する。</p> <p>※ 申込用の写真データ(※1)を御用意ください。</p> <p>※ <b>申込できる試験区分はひとつのみ</b>です。</p> <p>※ 同一試験区分に複数回の申込があった場合は最初の申込のみを有効とします。</p> <p>※ 複数の試験区分に申し込みがあった場合も最初の申込のみを有効とします。</p> <p>※ 受験資格がない試験区分に申込があった場合はいずれの試験区分でも受験不可となりますので御注意ください。</p> <p>(3) 後日、受験番号と試験案内の通知が届く。</p> <p>※ 上記(2)をもって受験申込完了となります。</p> <p>※ <b>就職支援サイトからの「エントリー」では、受験申込とはなりませんので御注意ください。</b></p> <p>※ 入力内容に不備があると受験できない場合がありますので、御注意ください。</p> <p>※ 受付完了後、システムから受付完了メールが自動送信されます。メールが届かない場合、次の状況が考えられます。</p> <p>ア メールアドレスに誤りがある</p> <p>イ 案内メールが迷惑メールフォルダに振り分けられている</p> <p>上記ア、イを確認したうえで、至急問合せ先まで御連絡ください。</p>	<p>大学卒の部</p> <p><a href="https://logofor.m.jp/f/3pw8c">https://logofor.m.jp/f/3pw8c</a></p> 
	<p>社会人の部</p> <p><a href="https://logofor.m.jp/f/2KcgS">https://logofor.m.jp/f/2KcgS</a></p> 	
	<p>資格職の部</p> <p><a href="https://logofor.m.jp/f/U8v5f">https://logofor.m.jp/f/U8v5f</a></p> 	

- ※1 上半身、無帽、正面向きで申込前6か月以内に撮影した写真データを使用してください。(データサイズ：縦横比「4：3」、最大10MB、データ形式：「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれか)
- ※ 申込後の問合せには受付番号を使用いたします。必ず控えを取り、忘れないようにしてください。
- ※ 受付期間後はいかなる理由があっても申込受付できません。
- ※ 受付期間終了間際は申込サイトへのアクセスが集中し、繋がりにくくなる可能性があります。時間に余裕を持って早めの申込をお願いいたします(サイトのメンテナンス等で申込できない期間がある可能性があります)。
- ※ 紙による申込みはできません。
- ※ 申込サイトにより取得した個人情報、今回の職員採用試験の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用いたしません。

## ■ 給与

学歴・採用職種	初任給	その他
大学卒	220,000円	時間外勤務手当, 扶養手当, 通勤手当, 期末・勤勉手当等があります。
保健師	255,400円	
保育士	220,000円(大学卒) 204,400円(短大卒)	
臨床検査技師	227,400円	

※ この初任給は、令和6年4月現在の給料月額であり、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 初任給は、職務経験の年数等に応じ決定されます。

28歳 高校卒 (職務経験10年で採用された場合の給与月額例)		
年齢	経験年数	給与月額例
28	1年目 初任給	241,400円
30	3年目 主任昇任	268,300円
32	5年目 主任	276,400円
37	10年目 係長職昇任	300,100円

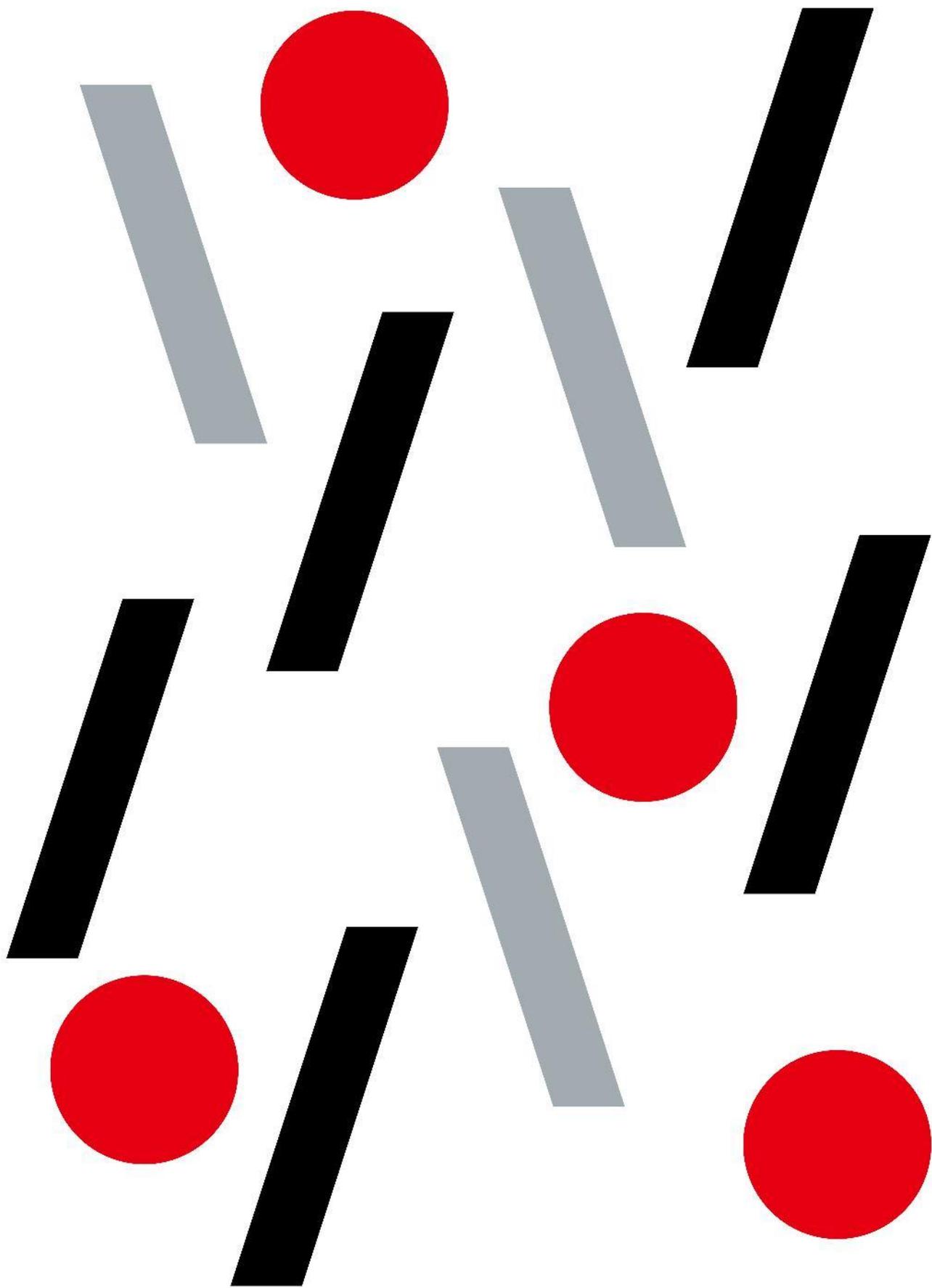
35歳 大学卒 (職務経験13年で採用された場合の給与月額例)		
年齢	経験年数	給与月額例
35	1年目 初任給	253,300円
37	3年目 主任昇任	286,200円
39	5年目 係長職昇任	295,500円
44	10年目 課長補佐職	339,400円

※ 採用1年目は一般職での採用となります。2年目以降については能力・勤務実績に応じて係長職等への昇任の可能性があります。

※ 例に示した昇任年数はモデルケースです。

## ■ 過去の採用者数・最終合格者数(〔 〕は女性の内訳数)

実施年度	試験区分		募集人数	受験者数	最終合格者数	倍率	
令和6年度	大学卒の部	事務	一般行政	30人	225人〔83人〕	36人〔21人〕	6.3
			社会福祉	2人	10人〔6人〕	2人〔2人〕	5.0
		技術	土木	5人	5人〔0人〕	3人〔0人〕	1.7
			建築	2人	2人〔0人〕	1人〔0人〕	2.0
			電気	あわせて 1人	0人〔0人〕	0人〔0人〕	-
			機械		2人〔0人〕	0人〔0人〕	-
	社会人の部	事務	一般行政	7人	170人〔50人〕	12人〔5人〕	14.2
		技術	土木	あわせて 1人	10人〔50人〕	1人〔0人〕	2.5
			建築			2人〔0人〕	
			電気			1人〔0人〕	
	機械		0人〔0人〕				
	資格職の部	技術	保健師	1人程度	7人〔7人〕	1人〔1人〕	7.0
保育士			1人程度	5人〔5人〕	2人〔2人〕	2.5	



ASAHIKAWA  
CITY